

横浜南労基署長（旭紙業）事件

2016.3.18

最高裁平成8年11月28日第一小法廷判決

村上 洋一

労働判例100選 個別労働関係における労働者(千葉大学 皆川宏之)をまとめたもの

一部村上意見

自己所有のトラックを持ち込む運転手は、労災保険上の労働者か？

トラック運転手 X Y 労基署長

- ・第一審（横浜池判平成5・6・17 労判643号71P）

労災保険上の労働者は労基法9条所定の労働者

XがA社の使用従属関係の下に労務を提供していた Xの請求を容認

- ・第二審（東京高判平成6・11・24 労判714号16P）

労基法上の労働者の就労形態敏としてみることは困難としてXの請求を棄却

第一審、第二審→1985年(昭和60年)労働省労働基準法研究会による報告から、事案によりいくつかのものを取り上げ、それらを総合的に考慮したうえでそれらを使用従属関係の下での労務の提供と評価しうるかの判断するものが多いが、この第一審、第二審もこの立場

- ・最高裁 上告棄却 最一小判平8.11.28 労判714号14P

最高裁はこれまでのところ、労働者性の有無に関する判断枠組みについて一般的な説示は行っておらず、車持ち込み運転手の事例についての判断を示したに過ぎないが、「指揮監督下で労務を提供していたと評価」できるかを重視して、その上で報酬の支払い方法や公租公課の取り扱いを補強的に考慮 → **労働者性のあり方一般についても、一定の枠組みを示した先例として意義をもつ**

この立場を踏襲したものとして

- ・最判 平成17・6・3 民集59巻5号938P（関西医大研修医事件 未払い賃金）

研修医が医療行為等に従事する場合は、病院開設者のための労務の遂行 勝訴

- ・最判 平成19・6・28 労判940号11P（労災保険 マンション内装大工）

敗訴

労働者と事業者の境界事例

労働者性を肯定する要素と否定する要素をいかに解するか

ある要素の存否・程度を個々の事情の下でどのように評価すべきか

第一審と第二審の判断の違い

結論が異なるのは どの要素に重きを置くか、事実に対する評価いかん 微妙な判断の違い

- ・個々の仕事に関する拒否の自由が制約され時間的・場所的拘束性が高かった

→ 労働者性の肯定 東京高判 平成14・7・11 労判832号

新宿労基署長事件（映画撮影技師）

- ・客観性と予測可能性を欠く→西谷敏 「労働者の概念」労働法の争点 第3版 ジュリ増刊5P

- ・労働・社会保険、源泉徴収の有無といった要素

業務の委託者側で操作が容易な要素であり、強硬法規である労基法等の適用対象者を判断する上で、これらを考慮することには慎重となるべきである。

→ 東京大学労働法研究会編「注釈労働基準法（上）」[2003] P146 橋本陽子

注釈労働基準法（上）では、横浜南労基署事件控訴審判決を批判 P146

・「労基研報告(昭和 60 年) 補強事由であるが、採用、委託等の選考過程、報酬の給与所得としての源泉徴収、労働保険の適用、あるいは退職金制度、福利厚生等の適用等『使用者』がその者を自ら労働者として認識していると推認している点を労働者の判断要素としてあげる」

当事者の認識を重視する判断基準の判例として、横浜南労基署事件控訴審判決

使用者が労働・社会保険に非加入、源泉徴収所得税の未徴収を例にあげ傭車運転手の労働者性を否定している

〇〇控訴審判決は△△を労働・社会保険や退職金共済に加入させ、源泉徴収所得税を控除し、一部は使用者の認識（認定事実を調べる）も認定していても、労働者性を否定しているが、横浜南労基署長事件控訴審判決からすれば、労働者性を認めるべきである。

しかし、この文献では「労働・社会保険、源泉徴収の有無は、経済的優位に立つ委託業者側が自由に操作できる要素である。」述べて、この控訴審判決を批判している。 146P に荒木尚志「ディアログ労働裁判この1年の争点」労研 450 号 5P も同旨と記載

この文献の主張（非加入、未徴収で労働者性を否定）とは異なるものである。

以上